

健康おおさか21推進府民会議規約

(名 称)

第1条 本会議は、「健康おおさか21推進府民会議」(以下「府民会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 府民会議は、「第2次大阪府健康増進計画」(健康日本21の大阪府計画)に掲げる目標達成をするための事業を行うことにより、府民一人ひとりの主体的かつ効果的な健康づくりを支援し、健康づくりに対する気運の醸成を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 府民会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 府民の主体的な健康づくり活動に必要な方針の決定と実践に関すること
- 二 府民の主体的な健康づくり活動の支援に関すること
- 三 構成団体間の連絡、調整に関すること
- 四 構成団体間の情報交換及びネットワーク化の促進に関すること
- 五 その他健康づくり活動に関すること

(委 員)

第4条 府民会議は、次に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。

- 一 学識経験者
 - 二 報道に携わる者
 - 三 その他別表第一に掲げる関係団体及び行政機関の代表
- 2 委員の任期は、就任の日からその日の属する年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。ただし、後任委員が選任された場合は、その後任委員の任期は前任委員の残任期間とする。
- 3 委員の任期満了日が経過しても後任委員が選任されない場合は、その任期を後任委員が選任されるまでとする。

(役 員)

第5条 府民会議に次の役員を置く。

- | | |
|--------|-----|
| 一 会 長 | 1 名 |
| 二 副会長 | 1 名 |
| 三 会計監事 | 2 名 |

(役員を選任)

第6条 役員は、委員の互選により選出する。

- 2 役員の任期は、前項の規定により互選された日からその日の属する年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。

ただし、後任役員が選任された場合は、その後任役員の任期は前任役員の残任期間とする。

- 3 役員の任期満了日が経過しても後任役員が選任されない場合は、その任期を後任役員が選任されるまでとする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、府民会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 会計監事は、府民会議の会計を監査する。

(機 関)

第8条 府民会議に総会、予防対策検討部会及び大阪府食育推進ネットワーク会議を置く。

(総 会)

第9条 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 総会は、第4条第1項に規定する者及び第11条で定める大阪府食育推進ネットワーク会議の代表者で組織する。
- 3 総会は、次の事項を議決する。
 - 一 事業計画及び予算に関すること
 - 二 事業報告及び決算に関すること
 - 三 規約の改廃に関すること

- 四 委員の選任に関する事
- 五 その他府民会議の運営に関する重要な事項

(予防対策検討部会)

- 第10条 第2次大阪府健康増進計画の6分野に係る事業を企画し、推進するために、予防対策検討部会（以下「部会」という。）を置く。
- 2 部会は、別表第二に掲げる団体から推薦される者及び部会で特に必要と認める者（以下「部会委員」という。）で組織する。
 - 3 第4条第2項及び第3項の規定は、部会委員に準用する。
 - 4 部会に部会長を置き、部会委員の互選によってこれを定める。
 - 5 部会長は、部会の会務を総括し、部会における検討状況及び結果を総会において報告する。
 - 6 部会の円滑な運営を図るため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

(大阪府食育推進ネットワーク会議)

- 第11条 大阪府の食育を推進するために、大阪府食育推進ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。
- 2 ネットワーク会議に関する組織及び必要な事項は、別に定める。

(経費)

- 第12条 府民会議の経費は、負担金、分担金、補助金、協賛金、寄付金、その他収入をもってあてる。

(会計年度)

- 第13条 府民会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

- 第14条 府民会議の会務を処理するため、事務局を大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課内に置き、事務局長には大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課長をもってあてる。

(補足)

- 第15条 この規約に定めのない事項については、府民会議で協議の上、その都度決定する。

附則

この規約は、平成14年9月17日から施行する。

附則

この規約は、平成15年9月5日から施行する。

附則

この規約は、平成16年9月14日から施行する。

附則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成19年3月27日から施行する。

附則

この規約は、平成20年10月22日から施行する。

附則

この規約は、平成21年9月11日から施行する。

附則

この規約は、平成22年9月14日から施行する。

附則

この規約は、平成23年9月9日から施行する。

附則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

第4条2項の定めにかかわらず、委員（平成22年4月1日就任）の任期を平成25年3月31日まで延長する。

附則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

【別表第一】

府 民 会 議	
[保健医療関係] (一社) 大阪府医師会 (一社) 大阪府歯科医師会 (一社) 大阪府薬剤師会 (公社) 大阪府看護協会	(公社) 大阪府栄養士会 大阪府国民健康保険団体連合会 健康保険組合連合会大阪連合会 全国健康保険協会大阪支部
[地域・職域団体等] (社福) 大阪府社会福祉協議会 大阪府食生活改善連絡協議会 (公財) 大阪府レクリエーション協会	大阪ヘルシー外食推進協議会 (公財) フイットネス21事業団 独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健 総合支援センター
[専門機関] 大阪がん循環器病予防センター 大阪府こころの健康総合センター	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成 人病センター
[行政関係] 市町村 大阪労働局	大阪府保健所長会

【別表第二】

予防対策検討部会	
[保健医療関係] (一社) 大阪府医師会 (一社) 大阪府歯科医師会 (一社) 大阪府薬剤師会 (公社) 大阪府看護協会 (公社) 大阪府栄養士会	大阪府国民健康保険団体連合会 健康保険組合連合会大阪連合会 全国健康保険協会大阪支部 (公社) 大阪精神科診療所協会
[地域・職域団体等] 大阪府食生活改善連絡協議会 大阪府商工会連合会 (公財) 大阪府レクリエーション協会 (公財) 大阪公衆衛生協会 (公財) 大阪対がん協会 (社福) 大阪手をつなぐ育成会 (一財) 大阪府人権協会	大阪ヘルシー外食推進協議会 (公社) 大阪府精神障害者家族会連合会 国際ソロプチミスト日本中央リジョン (公財) 日本健康スポーツ連盟 独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健 総合支援センター (一財) 大阪府公園協会
[専門機関] 大阪がん循環器病予防センター	大阪府こころの健康総合センター
[行政関係] 大阪府市長会 大阪府町村長会 大阪市	大阪府教育委員会 大阪府保健所長会